# 巫



# ★法人県民税(均等割・法人税割)★

		平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度		
±۶յ	- 次に掲げる法人  イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)  ロ 人格のない社団等						
等	<ul> <li>一般社団法人・一般財団法人(いずれも非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。)に該当するものを除く。)</li> <li>二 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからいまでに掲げる法人を除く。)</li> <li>ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わな</li> </ul>	年額 <b>21,000円</b>					
割 (※1)	いもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が 1,000万円以下であるもの						
(*** )	二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000万円を超え 1億円以下であるもの	年額 52,500円					
	三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 136,500円					
	四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 567,000円					
	五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 840,000円					
法人税割 (※2)	税率	3.2% (超過稅率4.0%) (超過稅率1.8%)					

※資本金等の額について 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年改正前法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(連結個別資本金等の額については、令和4年3月31日までに開始する事業年度に限る。)を いいます。なお、保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額です。 ◆平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額は、原則、法人税法第2条第16号(迅度する資本金等の額と、無償増減資がある場合はその額を加減算した金額となります。 また、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額が資本金等の額とされます。

森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人(法人でない社団又は財団を含む。)は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から、均等割の 標準税率に5%を乗じた額を加算して納めていただくことになります。(上記の均等割の金額に森林環境税分は含まれます。)

### (※2) 法人税割額の超過税率について(昭和51年2月1日から令和9年1月31日までの間に終了する事業年度分に限る。)

- 対象となる法人は以下のとおりです。 (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3)特定目的会社
- (4) 法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人

(※1) 平成20年4月から森林環境税がスタートしました。

- (5) 法人課税信託の引受けを行うもの
- (注) 平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。) した法人の税率は解散時の税率(超過税率)です。(清算所得に限る。)

### ★法人事業税★

					スムハデ木	176 🔼						
						税。率						
	区					平成26年10 開始する事	月1日以後に 業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度	特別税の 課税標準	
第	所得割	軽減税率 適用法人 軽減税率 不適用法人	普通法人等	所得のうち年40	0万円以下の金額	3.	4 %		3.5%	•		
1				所得のうち年40	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 5.1% 5.3%							
号				所得のうち年80	0万円を超える金額	6.	7 %		7.0%		1	
掲			特別法人	所得のうち年40	0万円以下の金額	3.	4 %	3.5%			所得割額	
げ				所得のうち年400万円を超える金額 4.6% 4.9			4.9%	所得 * 4				
事			普通法人等	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ、 3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得		6.	7 %	7.0%				
業 *			特別法人		出資金の額が1,000万円以上で、かつ、 府県に事務所等を有する法人の所得	4.	6%	4.9%				
第2号に	第2号に掲げる事業*2		送配電事業、ガス供給業、保険業		収入割	0.	9%	1.0%			収入割額 * 5	
第3号に	第3号に掲げる事業*3		小売発電事業等・発電事業等 ・特定卸供給事業		所得割	1.85%		85%	収入割額			
35 5 IC					収入割	0.	9 %	1.0%	0.	75%	* 6	

- \* 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下\*2、\*3及び同条同項第4号(特定ガス供給業)以外の事業税課税事業);所得等課税事業
- \*2 地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業 等):収入金額課税事業
- \*3 地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業):収入金額等課税事業
- \*4、\*5、\*6 特別税の課税標準
- ※ 特別法人のうち特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は 平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が 5.5%、 令和元年10月1日以後に開始する事業年度が 5.7%となります。

# ★地方法人特別税・特別法人事業税★

ALAMA WAS IN WIND IN WAS A TANK TO A									
		地方法人特別税	特別法人事業税						
区分	: 課税標準	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度		令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度				
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税	法人事業税所得割額(普通法人)(*4)	43.2%	3 7 %						
第1万に拘りる事業の別特別に依る特別依	法人事業税所得割額(特別法人)(*4)	43.27	34.5%						
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税:	法人事業税収入割額(*5)	4.0.0%	30%						
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税:	43.2%	30%	4 0 %						

※ 外形標準課税対象法人の事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税の税率については別紙をご参照ください。